

こどもの人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 小学校におけるいじめ事案

◆小学生の児童が、同級生から、殴られるなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、担任教諭は、当該いじめを認識していたにもかかわらず、学校長に速やかに報告をしなかったため、学校における対応が適切に行われていなかったことを確認した。

法務局は、学校長に対し、早期に学校長までの連絡・報告をし、組織的に対応するなど、学校全体でいじめ行為の発生の防止と解消に向けた取組を一層強化するよう要請した。

(措置:「要請」)

2. 中学生に対する虐待事案

◆中学生の生徒が、親から、殴る、蹴るなどの虐待を受けており、保護してほしいとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

法務局は、直ちに当該生徒がいる場所の最寄り警察署に連絡し、当該生徒は警察により速やかに保護された。

さらに、警察からの連携により、相談翌日には児童相談所が当該生徒を保護するに至っており、当該生徒の身体の安全が速やかに図られた。

(措置:「援助」)